◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３２７号（H27. 11. 27）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝１０件（１１月２０日～１１月２６日分）
（１）乗合バスの死傷事故
（２）貸切バスの火災事故①
（３）貸切バスの火災事故②
（４）法人タクシーの転落事故①
（５）法人タクシーの死傷事故①
（６）法人タクシーの死傷事故②
（７）法人タクシーの衝突事故
（８）法人タクシーの転落事故②
（９）法人タクシーの車内事故
（１０）トラックの酒気帯び衝突事故
２．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について【新着情報】
３．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて【新着情報】
４．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
５．後退時等の安全確保の徹底について
６．事業用自動車の安全確保の徹底について
７．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
９．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１０．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．　重大事故等情報＝１０件】（１１月２０日～１１月２６日分）

（１）乗合バスの死傷事故

１１月２５日（水）午前１１時５分頃、京都府のバスターミナルにおいて、府内に営業所を置く乗合バスが空車で運行中、歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、バスが降車場において乗客を降ろした後、発車したところ、車道側に転倒した降車客を見落とし発進したため衝突した模様。

（２）貸切バスの火災事故①
１１月２１日（土）午後３時３０分頃、長野県の県道において、千葉県に営業所を置く貸切バスが乗客２４名を乗せて運行中、火災事故が発生した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、バスが峠を上っている最中、バスの運転者がエンジンルーム付近から発煙していることに気付き、バスを停止させるとともに乗客を避難させた。その後、エンジンルームから出火した模様。

（３）貸切バスの火災事故②
１１月２５日（水）午前９時２０分頃、東京都の自動車専用道路において、埼玉県に営業所を置く貸切バスが乗客２１名と添乗員１名を乗せて運行中、火災事故が発生した。
この事故による負傷者はなし。
事故は、バスの運転者が車体後部エンジンルーム付近から白煙が出ているのに気付き、バスを停止させるとともに乗客を避難させた。その後、エンジンを止めたところ、車体後部から黒煙が発生した。通りかかった高速隊により、消防隊へ通報され、消火された模様。

（４）法人タクシーの転落事故①
１１月２０日（金）午前１１時１０分頃、静岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、道路左側の路外へ転落した。
この事故により、タクシーの乗客が軽傷を負った。
事故は、右カーブの道路において、タクシーの運転者がハンドル操作を誤りスリップし、道路左側の縁石を乗り越えて３ｍ下の雑木林に転落した模様。
事故現場は、前日の雨の影響により路面が濡れていた上、枯れ葉が落ちており、滑りやすい道路状況であったとのこと。

（５）法人タクシーの死傷事故①
１１月２１日（土）午前０時４５分頃、岐阜県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送運行中、歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、右カーブから直線に移った片側１車線の道路において、タクシーが走行車線の中央付近に立っていた歩行者に気付くのが遅れ、はねた模様。
タクシーは、制限速度４０㎞/hのところ約６０㎞/hで走行していたとのこと。

（６）法人タクシーの死傷事故②

１１月２１日（土）午前１時６分頃、群馬県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せて運行中、道路に横臥していた歩行者１名を轢過した。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、タクシーが交差点を左折した直後、道路に横臥していた歩行者に気付きブレーキをかけたが間に合わず、轢過した模様。

（７）法人タクシーの衝突事故
１１月２２日（日）午前１０時０５分頃、栃木県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。
この事故により、タクシーの乗客が重傷を負った。
事故は、タクシーが信号のない交差点を直進しようとしたところ、右側から直進してきた乗用車がタクシーの右側面に衝突した模様。

（８）法人タクシーの転落事故②
１１月２５日（水）午前９時５０分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、雪道でスリップし対向車線の路外に転落した。
この事故による負傷者はなし。
事故現場は、前日降り始めた雪で路面が凍結していた模様。

（９）法人タクシーの車内事故
１１月２６日（木）午後１０時３５分頃、宮城県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、車内事故が発生した。
この事故により、乗客が重傷を負った。
事故は、タクシーが走行中、道路左側の縁石に乗り上げたことにより、乗客が車室内の天井に頭部を強打した模様。

（１０）トラックの酒気帯び衝突事故
１１月２５日（水）午後７時４５分頃、兵庫県の国道パイパスにおいて、広島県に営業所を置くトラックが運行中、出口の分離帯に衝突した。
この事故による負傷者はなし。
トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたことから、当該運転者は道路交通法違反の疑いで警察に逮捕された模様。

上記１０件の死傷者数計：死亡３名、重傷２名、軽傷１名（速報値）

◇◇◇

（新着情報）

　輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。
　このような状況を踏まえ、今般、平成２７年１１月１３日付け中防災第２８号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。
　これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、関係者におかれましては次の事項について周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

■気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行うこと。
② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

記

１．〔特別重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故①（神奈川県平塚市）
２．〔重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故②（静岡県富士市）
３．〔重要調査対象事故〕
トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故
（大阪府堺市から和歌山県伊都郡かつらぎ町まで）

＋＋

上記の３件中、今回は３．〔重要調査対象事故〕トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故の報告書において、国際海上コンテナ輸送時における運行指示の徹底等に係る対策として提言のあった主な再発防止策について、次のとおりお知らせします。

３．トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故
（１）国際海上コンテナ輸送時における運行指示の徹底

事業者は、国際海上コンテナの輸送を行う場合、コンテナの扉が封印された状態で、運転者がコンテナ内貨物の状況を十分把握し得ないという特殊性があることから、事前に船荷証券等によりコンテナの重量、品目名、梱包の種類等の情報を収集するとともに、運行管理者は、点呼において、これらの情報など必要な事項を運転者に指示することが重要である。

また、事業者は、漏洩事故等が発生した場合の対処方法や社内の連絡体制をあらかじめ定めておくとともに、万が一漏洩事故等が発生した場合には上記の連絡体制に基づき適切に対応するよう運転者に指示することが重要である。

（２）運転者教育の充実

事業者は、あらかじめ作成した漏洩事故等が発生した場合の対処方法を活用し、運転者に対し、運搬物の性質・特徴や漏洩事故が他の交通に与える影響を理解させる等の指導教育に取り組むことが重要である。

また、平成２５年６月に国土交通省が作成した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を活用し、運行途中においても必要に応じて内容物の漏洩の有無やコンテナの傾き具合など積み付け状況を確認させる等の実践的教育に取り組む必要がある。

＋＋

上記は、国際海上コンテナセミトレーラに係る事例でありますが、積載物の漏洩による事故は、液体物等を輸送するトラック運送事業に共通した要因が含まれています。同種事故の一層の防止を図る観点から、トラック運送事業関係者の

方々におかれましては、これら再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000215.html

◇◇◇

もに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成２７年１０月１５日付け、国自安第１３３号、国自技第１６０号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

査の実施は決して浸透したとは言い切れません。ＳＡＳスクリーニング検査は、平成２６年４月に改訂された「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の中での「推奨検査」とされており、更なるＳＡＳスクリーニング検査の周知と、適切な治療が強く望まれます。

その一方、１０年以上を経て、ＳＡＳスクリーニング検査後の職場内での運用等において、管理者が手探りで模索している状況も見受けられています。

本マニュアル改訂版では、「ＳＡＳ対策は難しい」と捉えて、なかなか検査に踏み切ることができない、検査はしたもののフォローができていない、乗務可否判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、ＳＡＳスクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

【８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！】

平成２７年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。（注）

５月１日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、３０日間の事業停止処分が科せられます。

（注）専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が５両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）

第１８条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理

する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

たことがあります。
このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

◇◇◇

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇